

短時間

# 特定化学物質障害予防規則改正 セミナー

## 『溶接ヒュームが特定化学物質に位置付けられます』

溶接ヒュームが労働者に神経障害等の健康障害を及ぼす恐れがあることが明らかになり、溶接ヒュームを特定化学物質として各種の対応を求めることを内容とする「特定化学物質障害予防規則」の改正が行われ令和3年4月1日から施行されます。

(一部は令和4年4月1日施行)

金属アーク溶接等作業について、改正規則の施行日までに対応すべきこと、施行日以降に対応すべきことなどについて、鳥取労働基準監督署のご協力をいただき、以下のとおりセミナーを開催することといたしました。

この機会に、アーク溶接等作業を行う事業所の皆様にセミナーへの参加をご案内いたします。



**開催場所** 鳥取県労働基準協会会館 2階  
(鳥取市若葉台南1-17)

**開催日時** 令和3年1月27日、2月3日、2月10日  
時間は、各開催日とも10時から11時まで  
(セミナーの内容は各日とも同じです。)

**参加費** 無料

**申込方法** セミナーにご参加いただく方は、あらかじめ電話にて、東部支部事務局までご連絡ください。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1回の参加人数を25名までとさせていただきます。

### その他

- 1 セミナー開催日に積雪により当会館の駐車場が利用できない場合は、当日のセミナーを中止とさせていただきます場合があります。ご理解いただきますようお願い申し上げます。積雪の場合は当日お越しいただく前に事務局あてに開催の有無を確認してください。
- 2 セミナーご参加者は当会館駐車場右図の「P」をご利用ください。満車の場合でも「P1」、「P2」の駐車場はご利用いただけません。ご注意ください。



本セミナーのお問い合わせ先

電話 0857-52-5060

担当 丸山



新型コロナウイルス感染症対策について (お願い)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、当分の間、受講者はマスクを持参・着用してください。また、発熱等の症状のある方は、受講を差し控えてください。